

(資料 12)

事務手続件数について

代行霊園に関する事務においては、大阪市設霊園条例施行規則（昭和 54 年大阪市規則第 46 号）に基づき、諸届の受理や使用許可証等の送付等を実施する必要があります。

これらの事務の処理に当たっては、本市担当者と連絡調整を行い、大阪市行政手続条例（平成 7 年大阪市条例第 10 号）に基づき、迅速に実施しなければなりません。

なお、各年度の事務手続件数は次のとおりですので、参考としてください。

(単位：件)

令和2年度

霊園名	承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	計
住吉	11	3	3	25	12	0	10	64
千躰	8	1	7	32	14	0	10	72
平野	11	0	3	21	6	0	6	47
松原	23	4	5	69	26	0	13	140
加美	24	17	4	25	9	0	13	92
5 霊園計	77	25	22	172	67	0	52	415

令和3年度

霊園名	承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	計
住吉	31	2	3	64	12	0	13	125
千躰	20	6	2	49	16	0	10	103
平野	18	2	2	19	0	0	10	51
松原	55	5	3	89	17	0	17	186
加美	23	3	2	36	9	0	18	91
5 霊園計	147	18	12	257	54	0	68	556

令和4年度

霊園名	承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	計
住吉	28	2	7	78	22	0	17	154
千躰	18	5	4	51	7	0	11	96
平野	37	1	4	24	2	0	11	79
松原	49	6	6	109	25	0	21	216
加美	19	5	3	26	8	0	20	81
5 霊園計	151	19	24	288	64	0	80	626